

各総合振興局長
留萌振興局長 様

建設部長

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置につ
いて

国土交通省直轄工事においては、令和6年2月16日付け国会公契第25号外通知により、運用に係る特例措置を講じることとしているところであり、さらに、この通知を参考として、適切な運用に努めるよう、道に通知されたところです（「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和6年2月16日付け国不入企第34号通知））。

国土交通省からの通知等の趣旨を踏まえ、建設部が所管する事業で各（総合）振興局が発注する工事についても国に準じ、次のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、各建設指導課におかれましては、別紙により管内市町村（札幌市を除く。）へ送付願
います。

記

1 措置の概要

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「建設工事事務取扱標準様式の設定について（昭和48年4月2日付け局総第151号）」第15号様式その2契約書第59条の規定に基づき、「令和5年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）」に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- (2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第22条第6項の取扱いについて」（平成26年2月13日付け建管第1883号）1（1）及び2から8まで（4（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

3 協議の請求期限

上記2の(1)の対象工事に係る請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、工期末の30日前までとする（特例措置に基づく対応が可能であることを知った日において工期末まで30日を切っている場合には、完成予定日の2週間前までとする。）。

4 その他

- (1) 上記2の(1)の対象工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、上記2の(2)の対象工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。
- (2) 上記2の(1)の対象工事に係る事務手続については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に関する事務手続について（平成26年2月13日付け建管第1885号）を準用するものとする。

（建設政策局建設管理課工事管理係）
積算管理係